

P3 序章 文化財の定義 修正案

案1	案2
<p>1 3. 文化財の定義</p> <p>2 文化財保護法では、文化財の保存・活用を図ることで、国民の文</p> <p>3 化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的</p> <p>4 として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景</p> <p>5 観、伝統的建造物群の6類型を「文化財」と定義し、これらのうち、</p> <p>6 重要なものは国や県、市の指定などにより保護の措置が図られてき</p> <p>7 ました（以下、「指定等文化財」といいます。）。また、埋蔵文化財、</p> <p>8 文化財の保存技術も保護の対象としています。</p> <p>9 一方、上記文化財類型に該当するものの指定などの措置が講じら</p> <p>10 れていないものもあります（以下、「未指定文化財」といいます。）。</p> <p>11 また、これまで文化財類型に該当しなかった伝承や方言、地名な</p> <p>12 ども、地域の人々によって今日まで大切に守り伝えられ、本市の歴</p> <p>13 史文化を体現する重要な要素となっています（以下、「その他の文化</p> <p>14 財」といいます。）。</p> <p>15 本市では、古代から続く人や文化の様々な交流、豊かな自然、歴</p> <p>16 史ある信仰によって「湖南省らしさ」が育まれてきました。この「湖</p> <p>17 南省らしさ」を形づくるものは、今日まで大切に守り伝えられてき</p> <p>18 ました「市民のたから」と言え、これからも行政と市民が一緒になって</p> <p>19 発見し、未来に伝えていきたいと考えます。</p> <p>20 そこで、本計画では、指定・未指定・その他の文化財など、「湖南</p> <p>21 省らしさ」を形づくるすべてのものを本市の「文化財」として位置</p> <p>22 づけ、計画の対象とします。これらの文化財が相互に結び付き、自</p> <p>23 然や社会といった周辺環境と密接に関わりあうことで、本市の歴史</p> <p>24 文化を形成すると考えます</p>	<p>1 3. 文化財の定義</p> <p>2 文化財保護法では、文化財の保存・活用を図ることで、国民の文</p> <p>3 化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的</p> <p>4 として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景</p> <p>5 観、伝統的建造物群の6類型を「文化財」と定義し、これらのうち、</p> <p>6 重要なものは国や県、市の指定などにより保護の措置が図られてき</p> <p>7 ました（以下、「指定等文化財」といいます。）。また、埋蔵文化財、</p> <p>8 文化財の保存技術も保護の対象としています。</p> <p>9 一方、上記文化財類型に該当するものの指定などの措置が講じら</p> <p>10 れていないものもあります（以下、「未指定文化財」といいます。）。</p> <p>11 また、これまで文化財類型に該当しなかった伝承や方言、地名な</p> <p>12 ども、地域の人々によって今日まで大切に守り伝えられ、本市の歴</p> <p>13 史文化を体現する重要な要素となっています（以下、「その他の文化</p> <p>14 財」といいます。）。</p> <p>15 本市は、古くから交通の要衝として発展し、人や文化の様々な交</p> <p>16 流、豊かな自然、歴史ある信仰によって「湖南省らしさ」が育まれ</p> <p>17 てきました。この「湖南省らしさ」を形づくるものは、これからも</p> <p>18 行政と市民が一緒になって発見し、未来へつなぐ「市民のたから」</p> <p>19 です。</p> <p>20 そこで、本計画では、指定・未指定・その他の文化財など、「湖南</p> <p>21 省らしさ」を形づくるすべてのものを本市の「文化財」として位置</p> <p>22 づけ、計画の対象とします。これらの文化財は相互に結び付き、自</p> <p>23 然や社会といった周辺環境と密接に関わりあいながら、本市の歴史</p> <p>24 文化を形成すると考えます。</p>

参考 文化財保護法 抜粋

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)